

## 建設リサイクル法第13条に基づく書面

### 1 分別解体等の方法（工程ごとの作業内容及び解体方法）

※□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※表の中の「分別解体等の方法」の項目は、該当がない場合は記載の必要がない。

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の 取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の 取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

### 2 解体工事に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

（注）・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。

・仮設費、運搬費及び仮置き費用は含まない。

### 3 再資源化をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

### 4 再資源化等に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。